

PCB含有機器の保有に関する調査についてのQ & A

【調査主旨（調査目的など）について】

Q 1. この調査は県の調査なのですか？

A 1. 愛知県が実施している調査です。

調査票の発送、受付、電話対応等の業務を株式会社イープラネットへ委託しております。

Q 2. 調査の目的は何ですか？

A 2. ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した機器等が愛知県内の建物・事業所にどれだけあるのかを調査をしています。

PCB廃棄物及びPCB使用製品は、法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）により処理期限が定められており、そのうち、愛知県内の事業所に設置されている安定器は2021年（令和3年）3月まで、高濃度のPCBを含有した変圧器やコンデンサーは2022年（令和4年）3月まで、低濃度のPCBを含有した変圧器やコンデンサーは2027年（令和9年）3月までに処分を委託しなければなりません。

期限内の処分完了に向け、県が把握していない機器の保有状況を確認するために実施するものです。

Q 3. 調査の結果は何に利用するのですか？

A 3. 保有が確認された事業者へ、期限内の処理について指導してまいります。

Q 4. いつまでに返送が必要ですか？

A 4. 令和元年10月31日（木）までにポストに投函してください。

Q 5. 期限までに必ず投函しないといけないのですか？

A 5. できる限り期限内の投函をお願いしています。

ただし、PCBの有無を調査中であるなど、期限までの回答が難しい場合は、調査をした上で、令和2年2月28日までに投函いただきますようお願いいたします。その場合、回答状況の確認のため、はがきや電話等により連絡をさせていただくことがありますのでご容赦ください。

Q 6. いつから調査しているのですか？

A 6. 愛知県では平成 26 年から順次調査を行っています。

Q 7. 調査票の回答は義務(法律によるもの)でしょうか？(返信をしないと何か(罰則等)はありますか？)

A 7. 義務ではありませんが、P C B 含有機器の処分期限が迫っており、処分漏れが生じないように、情報収集をしております。ご協力をお願いいたします。

なお、回答いただけない場合は、はがきや電話等により連絡をさせていただくことがあります。

【調査対象について】

Q 8. なぜうちに届いたのですか？（調査対象者はこういった者ですか？）

A 8. 電気事業法に基づき自家用電気工作物(変圧器やコンデンサーを指します)設置の届出をされている、もしくは現在は廃止されているが過去に届出されていた方へ送付しています。届出をされている(いた)ということは、電気設備機器が設置されている(いた)方ですので、変圧器やコンデンサーにPCBが使用されていないかご確認をお願いします。まずは、社内の電気設備の管理を担当されている方へ相談してください。

Q 9. なぜ高濃度PCBを含む変圧器とコンデンサーのみが調査対象なのでしょう
か？低濃度PCBを含むものは調査しなくてよいのでしょうか。

A 9. 処分の期限が迫っていることから、高濃度PCBを含む変圧器・コンデンサーに関する調査を行っています（安定器については別の調査を行っています。）。
1993年(平成5年)以前に製造された変圧器や1990年(平成3年)以前に製造されたコンデンサーには低濃度PCBが使用されたものがあります。低濃度PCBについては令和9年3月までに処分をしなければなりませんので、余裕を持ったスケジュールで調査を行ってください。

Q10. 変圧器・コンデンサーは1973年(昭和48年)以降に製造されたものしか保管(使用)していませんが、回答の必要はありますか？

A10. 1973年(昭和48年)以降に製造された変圧器・コンデンサーには高濃度PCBは使用されておられません。
高濃度PCBが「ない」という情報をいただきたいと存じます。設問2と4について、「いいえ」に「○」を記入し、返送ください。

Q11. 変圧器やコンデンサーはどこに設置されているものなのですか？また、どう
いった場所に保管されているものなのですか？

A11. 使用中は電気室、受電室等に設置されています。使用を終えて保管しているものは、別の倉庫等に移動して保管しているケースもあります。社内の電気設備の管理を担当されている方へ相談してください。

Q12. 既に廃業しているのですが、調査の必要はあるのですか？

A12. 廃業している事業者様でもPCBを含有した変圧器やコンデンサーが保管されている可能性があるため、調査が必要です。

Q13. 今は建物を使用していないのですが、調査の必要はあるのですか？

A13. 現在は使用していない建物についても、PCBを含有した変圧器やコンデンサーが保管されている可能性があるため、調査が必要です。

Q14. 建物を取り壊して更地になっているが、調査の必要はあるのですか？

A14. 調査の必要はありませんが、PCBが「ない」という情報をいただきたいと存じます。設問2と4について、「いいえ」に「○」を記入し、返送ください。

Q15. 調査対象物件は売却済みなのですが、どうしたらよいでしょうか？

A15. 現在所有されている方にご連絡したいのですが、お名前と連絡先を教えてくださいませんか。

Q16. 過去にも同様な調査票が届いている。今回も回答(返送)する必要はありますか？

A16. ご面倒お掛けしますが、ご協力お願い致します。

Q17. PCB特別措置法に基づく届出をしておりますが、回答(返送)は必要でしょうか？

A17. 誤ってリストアップしてしまった可能性があります。お手数をおかけしますが、空白部分に「届出済み」と記入の上、ご返送をお願いします。

Q18. 締切を過ぎてしまいましたが、これから回答をお送りしてもよいでしょうか？

A18. ご回答をお願いいたします。

【法令等について】

Q19. P C B とは何ですか？

A19. 人体に有害な化学物質で、電気機器の絶縁油などに利用されていました。照明器具の安定器については、1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)製造のものに含まれている可能性があります。

Q20. 高濃度 P C B とは何ですか？低濃度 P C B もあるのでしょうか？

A20. 高濃度 P C B は、絶縁油中の P C B の濃度が5,000mg/gを超えるものです。低濃度 P C B は、0.5mg/gを超え、5,000mg/g以下のものです。

Q21. なぜ、P C B は期限までに処分しなければいけないのですか。

A21. 愛知県内の事業所に設置されている安定器は2021年(令和3年)3月まで、高濃度の P C B を含有した変圧器やコンデンサーは2022年(令和4年)3月まで、低濃度の P C B を含有した変圧器やコンデンサーは2027年(令和9年)3月までに処理を委託することが法律で決められております。

Q22. P C B を含有した機器を持っていますが、処分期間を過ぎてしまうとどのような問題が生じますか？

A22. P C B を含有した機器の処理施設は、定められた期限を過ぎると閉鎖されて処理できなくなります。また、処分期間までに処分を委託しないと法により処罰される場合があります。

Q23. 期限内に処理を完了するため、これまで県はどのような指導等を行ってきたのですか？

A23. P C B 廃棄物等の保管状況を把握するため、保管等の可能性がある事業者等に対するアンケート調査、電話、立入検査等により、P C B 廃棄物等の把握に努めています。また、P C B 廃棄物等が確認された事業者等に対し、法令に基づく届出や適正な保管等とともに、早期の処分を指導しています。

Q24. P C B を使用した機器をこれからも使用し続けてよいのですか？

A24. 処分を委託しなければならない期間までの使用は可能ですが、できるだけ早期に機器を交換し、処分するようお願いします。

【P C B含有機器が見つかったら】

Q25. P C B含有機器が見つかりました。どうすればいいですか？
また、処分のための費用はかかりますか？

A25. 県へ届出いただくとともに、法律で定められた処理施設（J E S C O）で処分する必要があります。なお、処理施設への運搬や処分の費用は所有者の方の負担となります。（助成制度があります。Q27もご覧ください。）

高濃度P C B (変圧器・コンデンサー)の処分費用
例：150kgの変圧器は 91万1千円（140～150kg）
200kgの変圧器は109万1千円（190～200kg）
250kgの変圧器は130万9千円（240～260kg）

Q26. P C Bを含有した機器が見つかりました。処理の手続きはどうすればいいですか？（処分方法について教えてください。）

A26. J E S C Oで処理する事になります。窓口をご紹介致しますので、そちらへご相談下さい。

J E S C O本社P C B処理営業部管理課（03-5765-1935）

Q27. P C Bを含有した機器が見つかりました。助成制度はありますか？

A27. 一定の条件を満たす中小企業者、個人については処分費用の軽減措置があります。

（中小企業：処分料金の70%を補助、個人：処分料金の95%を補助）

詳細は、窓口をご紹介するので、そちらへお電話下さい。

J E S C O中小軽減担当（0120-808-534）

Q28. 県への届出はどの様式で提出したらよいですか？

A28. P C B特別措置法の様式第1号を提出してください。

※ダウンロード方法

あいちの環境 → 資源循環・廃棄物情報 → 申請書、届出等の様式ダウンロード → 7 PCB廃棄物及びPCB使用製品関係 → 保管状況等届出書(word)

Q29. 県への届出はどこに提出したらよいですか？

A29. 以下の県民事務所等へ提出してください。

届出先		事業場の所在地
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 TEL 0532-35-6114	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 TEL 0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 TEL 052-961-8340	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-24-2132	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36 TEL 0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 TEL 0564-27-2878	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 TEL 0565-32-7494	みよし市

なお、建物が政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市)内に所在する場合は各政令市へ届出してください。

政令市	窓口	届出先(電話番号)
名古屋市	廃棄物指導課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 TEL 052-961-1111 (代表)
豊橋市	廃棄物対策課	〒440-8501 豊橋市今橋町 1 TEL 0532-51-1111 (代表)
岡崎市	廃棄物対策課	〒444-8601 岡崎市十王町 2-9 TEL 0564-23-6000 (代表)
豊田市	廃棄物対策課	〒471-8501 豊田市西町 3-60 TEL 0565-31-1212 (代表)

【確認方法（P C B含有の確認など）】

Q30. （調査票記入について）記入者は誰でもよいですか

A30. 本調査の内容についてお分かりになる方、連絡のとれる方ならどなたでも結構です。

Q31. 調査会社に調査を依頼しようと思います。費用は誰が負担するのですか？

A31. 所有者の方が負担してください。

Q32. (株)イープラネットにP C B有無の調査をお願いできるのでしょうか？

A32. (株)イープラネットは、県が調査票の発送、受付、電話対応等の業務を委託している会社です。P C B有無の調査は行っておりません。

Q33. 変圧器・コンデンサーとは何ですか？

A33. 変圧器：交流電力の電圧の高さを(電磁誘導を利用して)変換する装置です。
コンデンサー：電気を一時的に蓄える。電気系統の力率を改善し、電力のムダを省くといった役割を果たす装置です。

Q34. 当社に変圧器やコンデンサーはありますか？

A34. 調査票は、変圧器やコンデンサーを設置しているということで、電気事業法に基づき自家用電気工作物設置の届出をされている、もしくは現在は廃止されているが過去に届出をされていた方へ送付しています。
まずは、社内の電気設備の管理を担当されている方へ相談してください。

Q35. P C B含有の有無の調査方法を教えてください。

A35. 以下の方法で確認してください。ただし、通電中の電気機器に近づくと感電の恐れがあり大変危険ですので、必ず電気機器を管理する電気主任技術者等に相談してください。

＜高濃度P C B含有の有無＞

- 1 変圧器・コンデンサーに付いている銘板を確認し、1953年から1972年に製造されたかどうか確認してください。
- 2 該当した場合は、銘板の表示記号等を確認し、各メーカーへ問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のWEBを参照してください。
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

<低濃度P C B含有の有無>

- 1 変圧器・コンデンサーの銘板を確認し、変圧器の場合は1993年以前、コンデンサーの場合は1990年以前に製造されたかどうか確認してください。
- 2 該当した場合は絶縁油を採取し、P C B濃度を分析してください。

Q36. P C Bの濃度を分析できる会社を紹介してください。

A36. 申し訳ありませんが、個社を紹介することはできません。(一社)愛知県環境測定分析協会(052-321-3803)に相談してください。

会員リスト：<http://www.aikankyo.or.jp/kaiinlist.htm>

Q37. 調査は危険ではないのですか？

A37. 電路から外して保管している機器の調査をする場合は危険ではありませんが、通電中の電気機器に近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気機器を管理する電気主任技術者等に相談してください。

Q38. 何かあったら(行政が)責任をとってくれるのですか？

A38. 行政では責任は負いかねます。

電路から外して保管している機器の調査はご自身も可能ですが、通電中の電気機器に近づくと感電の恐れがあり大変危険ですので、必ず電気機器を管理する電気主任技術者等に相談してください。

Q39. 電気主任技術者とはどういう方か？

A39. 電気主任技術者とは電気設備がある事業所でその設備を管理されている技術者免許を持った方をいいます。自家用電気工作物設置者として届出されている事業所には必ず電気主任技術者が必要です。外部委託されている場合もあるので、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせてください。

Q40. 電気主任技術者がいないがどうしたらよいか。

A40. 使用中の変圧器やコンデンサーがある場合には、必ず電気主任技術者が設置されています。外部委託されている場合もあるので、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせてください。

変圧器やコンデンサーの使用をやめている場合は、作業時に電気設備の管理を担当されている方に問い合わせしてみてください(社外の方の場合は、費用が発生することがあります。)

Q41. 相談できる方がいないのですが、どうしたらよいですか？

A41. 変圧器やコンデンサーに付いている銘板を確認の上、メーカーに問い合わせてください。その際、携帯電話等で銘板の写真を撮影しておくとう便利です。

Q42. 建物を取り壊した際に、変圧器やコンデンサーは業者に処分してもらいました。その場合はP C B有無確認のため業者に連絡をした方がよいですか？

A42. 建物を解体済みなどで機器を所有していない場合は、P C Bが「ない」という情報をいただきたいと存じます。設問1と3について、「いいえ」に「○」を記入し、返送ください。